

事務連絡  
平成28年4月27日

各都道府県私立学校主管部課  
小学校高等学校を設置する学校設置会社を 御中  
所轄する構造特別改革区域法第12条第1項の  
認定を受けた地方公共団体担当課

文部科学省高等教育局私学行政課

「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」及び「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」の周知について（依頼）

日頃より、文部科学行政の推進に御理解、御協力を賜りありがとうございます。

さて、個人情報保護委員会（以下、「委員会」という。）より、別紙のとおり、平成28年1月1日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）第28条の4の規定が施行されたことに伴い、「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）（別添1）が施行され、「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号）（別添2）が改正された（同日施行）との通知がありました。

については、都道府県私立学校主管部課及び構造特別改革区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校法人等に対して、今後、特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合には、同規則及び同告示等に沿って御対応いただくよう、御周知のほどお願いいたします。

なお、特定個人情報の漏えい事案等について、各学校法人等から、委員会へ御報告される際は、併せて、文部科学省高等教育局私学部私学行政課企画係及び大臣官房総務課文書情報管理室企画係（旧 情報公開・個人情報保護係）へも御報告いただけるよう、お取り計らいのほどよろしく申し上げます。

○別添一覧

- ・「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 5 号）（別添 1）
- ・「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成 27 年特定個人情報保護委員会告示第 2 号）（別添 2）
- ・「個人番号の取扱い及び漏えい事案等が発生した場合の対応等を記載したリーフレット」（別添 3）
- ・「文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」（別添 4）（H27.8.31 策定）
- ・「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（別添 5）（H26.12.11 に策定、H28.1.1 に一部改正）

<本件連絡先>

文部科学省高等教育局私学部私学行政課企画係

電話番号 03-6734-2527（内線 2533）

F A X 03-6734-3395

文部科学省大臣官房総務課企画係

電話番号 03-6734-2571（内線 3244）

F A X 03-6734-3593